

公立大学法人岩手県立大学と盛岡ターミナルビル株式会社との
包括的連携に関する協定書

公立大学法人岩手県立大学（以下「甲」という。）と盛岡ターミナルビル株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間の包括的な連携の検討に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙間の包括的連携のもと、双方の人的・知的資源の活用を図りながら地域が抱える諸課題に対応し、地域の発展と教育研究活動の推進等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について協力する。

- (1) 地域企業や地域団体と協業で取り組む地域課題の解決に関する事項
- (2) 学生のキャリア形成支援に関する事項
- (3) 相互の人材育成に関する事項
- (4) 先端技術の地域活用についての共同研究に関する事項
- (5) その他双方の協議により取り組むべきと判断した事項

2 乙は本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、具体的な連携の内容及び実施方法（費用負担等を含む。）に関して協議し、書面による合意のうえ、別途取り決めるものとする。

（秘密保持義務）

第4条 甲及び乙（以下本条において「受領者」という）は、本協定の履行に際して、相手方（以下本条において「開示者」という。）から「秘密情報」として提供を受けた情報について秘密を厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者に対してもこれを開示、漏洩してはならない。但し、事前に相手方の書面等による承諾を得た場合又は法令により開示を義務付けられた場合は、この限りでない。

2 前項の「秘密情報」には、以下の各号に該当する情報は含まれないものとする。

- (1) 開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの。
- (2) 開示の時点で、受領者が既に保有していたもの。
- (3) 相手方から開示された秘密情報によらず、受領者が独自に開発したものの。

(4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したものの。

3 甲及び乙は、自己の役職員（いずれも退職者を含む。）に対し、第1項の秘密保持義務を遵守させるものとし、その役職員がこれに違反したときは、自己が違反したものとみなす。

4 本条の規定は、本協定終了後も、なお3年間有効に存続するものとする。

（知的財産権等の取り扱い）

第5条 本協定に基づき生じた知的財産等は、具体的な連携内容に応じて協議し、書面による合意のうえ、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による別段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議のうえ書面による合意にてこれを定めるものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙協議して、これを解決するものとする。

令和2年7月10日

甲 岩手県滝沢市菓子152-52
公立大学法人岩手県立大学
学 長

鈴木啓人

乙 岩手県盛岡市盛岡駅前通1-44
盛岡ターミナルビル株式会社
代表取締役社長

和田俊文